

福島県立医科大学別科学則

令和 4年 4月 1日 基本規程第 3号

(趣旨)

第1条 この学則は、福島県立医科大学学則（平成18年4月1日 基本規程第17号）第2条の2第2項の規定に基づき、福島県立医科大学別科（以下「本学別科」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(専攻)

第2条 本学別科に、助産学専攻（以下「専攻」という。）を置く。

2 専攻は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関わる健康生活を支援するために、周産期を中心とした女性と家族におけるライフサイクル全般で活躍できる専門知識、判断力、実践力を有し、いのちにかかわることに責任を持ち、豊かな人間性とケアリング能力を有する助産師を育成することを目的とする。

(学生定員)

第3条 本学別科の専攻の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員	収容定員
20人	20人

(別科助産学専攻運営委員会)

第4条 本学別科の専攻に別科助産学専攻運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、専攻の運営に関する重要な事項を審議する。

3 前項に規定するもののほか、運営委員会に關し必要な事項は、別に定める。

(休業日)

第5条 本学別科の授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下この条において「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長は、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業

2 前項第3号及び第4号の休業日の期間は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学別科の修業年限は1年とし、在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、2年を超えることができない。

(入学の時期)

第7条 本学別科の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学別科に入学することができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者
- (2) 日本の看護師免許又は看護師国家試験受験資格を有する者
- (3) 女子である者

(編入学、転入学及び再入学)

第9条 本学別科への編入学、転入学及び再入学は、これを認めない。

(授業科目及び履修方法)

第10条 本学別科の授業科目及び授業科目の履修方法等は、別に定める。

(教育方法の特例)

第11条 本学別科において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(休学及び復学)

第12条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1回ごとに1年以内とし、通算して1年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第6条の在学期間には算入しない。
- 5 学生は、休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 在学期間を超えた者

- (3) 前条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(修了)

第14条 学長は、本学別科にあっては1年以上在学し、所定の単位数を修得した者に対し、運営委員会の議を経て、修了を認定し、修了証書を授与する。

(学長への委任)

第15条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和 4年 4月 1日基本規程第 3号)

この基本規程は、令和5年4月1日から施行する。